

広島県告示第百十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年二月十九日

広島県知事 横 田 美 香

一 区域

豊田郡大崎上島町

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和八年四月二日	午後一時～午後三時三〇分	大崎上島町役場本庁
令和八年四月二日	午前九時～午後三時三〇分	広島ゆたか農協上島選果場
令和八年四月二三日	午前九時～午前十一時三〇分	木江屋内運動場ピロティ

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
令和八年四月二日～令和九年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会